

世田谷区公報

目次

条 例

- 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例 (54) 2
- 世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例 (55) 3
- 世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例 (56) 4
- 世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例 (57) 4
- 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例 (58) 4

規 則

- 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (89) 4
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (90) ... 4
- 世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則 (91) 4
- 世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (92) 4
- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (93) 5
- 世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則 (94) 5

訓 令 甲

- 職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正 (38) 5
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部改正 (39) 5
- 世田谷区区案決定手続規程の一部改正 (40) 5

告 示

- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (609) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (610) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (611) 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (612) 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (613) 6
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (614) 6
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (615) 7
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (616) 7

- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示 (617) 7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (618) 7
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示 (619) 7
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示 (620) 7
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示 (621) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (622) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (623) 7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (624) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (625) 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (626) 8
- 令和5年6月26日世田谷区告示第462号の一部を訂正する告示 (627) ... 8
- 令和5年6月26日世田谷区告示第463号の一部を訂正する告示 (628) ... 8
- 令和5年6月26日世田谷区告示第464号の一部を訂正する告示 (629) ... 8
- 令和5年6月26日世田谷区告示第466号の一部を訂正する告示 (630) ... 8
- 令和5年6月26日世田谷区告示第468号の一部を訂正する告示 (631) ... 8
- 令和5年第3回世田谷区議会定例会招集の告示 (632) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (633) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (634) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (635) 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (636) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (637) 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (638) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (639) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (640) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (641) 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (642) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (643) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (644) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (645) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (646) 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (647) 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示 (648) 10
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し並びに住民票の写し及び住民票記載事項証明書の無効の告示 (649) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (650) 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (651) 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (652) 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (653) 10
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示 (654) ... 10
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示 (655) 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (656) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (657) 11
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (658) 11
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示 (659) 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (660) 11
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業の廃止の告示 (661) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (662) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (663) 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (664) 11
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (665) 11
- 子ども・子育て支援法に基づく特定地域型保育事業の確認の辞退の告示 (666) 12
- 子ども・子育て支援法に基づく地域型保育を行う事業者の確認の告示 (667) 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (668) 12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (669) 12
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (670) 12
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (671) 12
- 世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第2項の規定による建築物の用途及び規模に

<p>応じ届出の対象となる計画に係る整備項目の一部改正の告示 (672).....12</p> <p>○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目の全部改正の告示 (673).....13</p> <p>○世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第9項の規定による集合住宅の用に供する部分の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目の全部改正の告示 (674).....13</p> <p>○建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (675).....14</p> <p>○世田谷区立区民会館条例に基づく使用料の収納事務委託の告示(676) ...14</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (677).....14</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (678).....14</p> <p>○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (679).....14</p> <p>○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (680).....14</p> <p>○地方自治法に基づく予算の公表 (681)14</p>	<p>○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告 (81)15</p> <p>○予防接種法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施内容の変更の公告 (82)15</p> <p>○住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表 (83)16</p> <p>○農業経営基盤強化促進法に基づく基本構想の変更の公告 (84)16</p> <p>○予防接種法及び予防接種法施行令に基づく予防接種実施の公告 (85) ...16</p> <p>○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (86)16</p>	<p>示 (35)17</p> <p>告 示 (農)</p> <p>○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (10).....17</p>	
公 告			
<p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (73)14</p> <p>○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (74)15</p> <p>○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (75)15</p> <p>○屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告 (76)15</p> <p>○国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告 (77)15</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画事業の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (78)15</p> <p>○世田谷区街づくり条例に基づく地区街づくり計画案の縦覧の公告 (79).....15</p> <p>○都市計画法に基づく都市計画決定案縦覧の公告 (80)15</p>	<p>規 則 (教)</p> <p>○世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (17)16</p> <p>○世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則 (18).....17</p> <p>告 示 (選)</p> <p>○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示 (29)17</p> <p>○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和5年9月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数の告示 (30)17</p> <p>○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示 (31)17</p> <p>○公職選挙法第17条第2項の規定に基づき設置された投票区域の一部変更の告示 (32)17</p> <p>○平成12年5月世田谷区選挙管理委員会告示第11号の一部を改正する告示 (33)17</p> <p>○平成11年5月世田谷区選挙管理委員会告示第44号の一部を改正する告示 (34)17</p> <p>○公職選挙法に基づく公職候補者の選挙運動に関する収支報告書の告</p>	<p>条 例</p> <p>次に掲げる条例を公布する。 令和5年9月29日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>世田谷区条例第54号 世田谷区手数料条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第55号 世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第56号 世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第57号 世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区条例第58号 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例</p> <p>世田谷区手数料条例の一部を改正する条例 世田谷区手数料条例(平成12年3月世田谷区条例第3号)の一部を次のように改正する。 附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。 附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の1項を加える。 (多機能端末機による証明書等の交付手数料の額に関する特例措置)</p> <p>3 令和6年3月1日から同年4月30日までの間における第3条第2項の規定の適用については、同項中「200円」とあるのは、「10円」と読み替えるものとする。 別表第1の12の項中「又は第3条の3」を「、第3条の3又は第3条の4」に改め、同表の125の9の項の次に次の1項を加える。</p>	
<p>125の10</p>	<p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の7第1項の規定に基づくマンションの管理に関する計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画変更認定申請手数料</p>	<p>申請1件につき、1及び2に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>1 2以外の場合 (1)から(6)までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 管理組合の運営の基準に係る事項 4,800円</p> <p>(2) 管理規約の基準に係る事項 4,000円</p> <p>(3) 管理組合の経理の基準に係る事項 4,600円</p> <p>(4) 長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 9,800円</p> <p>認定申請のとき。</p>

			<p>(5) その他の基準に係る事項 2,900円</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 2,000円</p> <p>2 変更する長期修繕計画の数が2以上である場合 (1)から(6)までに掲げる区分に応じ、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 管理組合の運営の基準に係る事項 1(1)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(2) 管理規約の基準に係る事項 1(2)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(3) 管理組合の経理の基準に係る事項 1(3)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(4) 長期修繕計画の作成、見直し等の基準に係る事項 1(4)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(5) その他の基準に係る事項 1(5)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外のもの 1(6)に掲げる額に、1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額</p>
--	--	--	---

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の125の9の項の次に1項を加える改正規定 令和5年10月31日
- (2) 附則第1項に見出しを付する改正規定及び附則第2項に見出しを付し、附則に1項を加える改正規定 令和6年3月1日
- (3) 別表第1の12の項の改正規定 規則で定める日

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

世田谷区立産後ケアセンター条例(平成29年10月世田谷区条例第45号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。
(利用券の提出による利用料の額に関する特例措置)

第3条 所得割課税額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割(同法の規定による特別区民税に係るものを含む。))の額(規則

で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。)をいう。以下同じ。)
(4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合にあっては、前年度分の所得割課税額とする。以下同じ。)が0円を超える世帯に属する者が、事業の利用の際、区長が別に定める利用券を提出した場合は、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

別表1の部宿泊(1泊目)の項	9,000円	4,000円
別表1の部宿泊(2泊目以降)の項	4,500円	2,000円
別表1の部日帰りの項	3,000円	500円
別表3の部宿泊(1泊目)の項	1,000円	0円
別表3の部宿泊(2泊目以降)の項	500円	0円

別表3の部日帰りの項	250円	0円
------------	------	----

別表中「(4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合にあっては、前年度分の所得割課税額)が0円以外の」を「が0円を超える」に、「(4月1日から6月30日までの間に事業を利用する場合にあっては、前年度分の所得割課税額)が0円の」を「が0円の」に改め、同表1の部宿泊(1泊目)の項中「3,000円」を「0円」に改め、同部宿泊(2泊目以降)の項中「1,500円」を「0円」に改め、同部日帰りの項中「1,000円」を「0円」に改め、同表3の部宿泊(1泊目)の項中「500円」を「0円」に改め、同部宿泊(2泊目以降)の項中「250円」を「0円」に改め、同部日帰りの項中「120円」を「0円」に改め、同表備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

世田谷区旅館業法施行条例（平成24年3月世田谷区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第4号」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区プールの経営許可等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区プールの経営許可等に関する条例（昭和50年3月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「について相続、合併又は」を「が当該プールの経営を譲渡し、又は許可経営者について相続、合併若しくは」に、「相続人」を「、当該プールの経営を譲り受けた者又は相続人」に、「法人又は」を「法人若しくは」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校設置条例（昭和39年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表1の部世田谷区立桜丘幼稚園の項中「桜丘五丁目2番19号」を「弦巻五丁目2番10号」に改める。

附則

この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第89号

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区規則第90号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第91号

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第92号

世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和5年6月世田谷区条例第36号。以下「一部改正条例」という。）附則第6項及び第7項の規定の施行期日は令和5年12月1日とし、一部改正条例附則第1項第2号に掲げる規定のうち世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）別表第1世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定及び別表第4の2世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定の施行期日は令和6年6月12日とする。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書兼医療意見書の研究等利用同意書」に改め、同条第5項中「小児慢性特定疾病記載事項変更届兼変更申請書」を「小児慢性特定疾病記載事項変更届・変更申請書兼医療意見書の研究等利用同意書」に改め、同条第9項中「小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請書」を「小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請書兼医療意見書の研究等利用同意書」に改める。

第1号様式を次のように改める。

様式省略

第1号の2様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第1号の2の2の2様式を次のように改める。

様式省略

第1号の2の5様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

附則

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第1号の2の2の2様式及び第1号の2の5様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。
3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第1号の2様式の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証は、この規則による改正後の第1号の2様式の規定に基づき作成され、交付されている小児慢性特定疾病医療受給者証とみなす。

世田谷区保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区保育料条例施行規則（平成27年3月世田谷区規則第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額を条例別表第1に定める額（条例第7条の規定により保育料の減額を受けているときは、当該減額後の保育料の額とする。第1号において同じ。）から減額し、又は免除した額」を「最年長者（同一年齢の者が2人以上いるときは、そのうちの1人とする。以下同じ。）でない教育・保育給付認定子どもに

ついては、零」に改め、同項各号を削り、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、公簿等により、前項に規定する世帯であることを確認するものとする。ただし、公簿等によりその確認ができないときは、教育・保育給付認定子どもの保護者から、多子世帯等の保育料に係る申出書（第2号様式）その他区長が必要と認める書類の提出を受け、これにより当該確認をすることができる。

第6条の2第2項各号列記以外の部分中「を条例別表第1に定める額」及び「から減額し、又は免除した額」を削り、同項第2号中「全額」を「零」に改める。

第6条の3第1項中「、条例第5条の2第2項第2号に定める額を免除し」を削り、同条第2項を削る。

第10条第3項中「減免申込書に区長が必要と認める書類を添えて」を「保育料等減額・免除申込書（第8号の2様式。以下「減免申込書」という。）その他区長が必要と認める書類を」に改める。

第2号様式を次のように改める。

様式省略

第8号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

附則

- 1 この規則は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。
2 区長は、施行日前においても、この規則による改正後の第6条第1項の規定の例により、令和5年10月分以後の分の保育料の額を決定し、又は変更し、世田谷区保育料条例施行規則（平成27年3月世田谷区規則第43号）第8条第1項又は第9条第1項の規定によりその通知をすることができる。
3 区長は、施行日前においても、この規則による改正後の第6条第2項の規定及び第2号様式の例により、前項の場合において、世田谷区保育料条例施行規則第6条第1項に規定する世帯であることの確認をすることができる。
4 この規則による改正前の第2号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

世田谷区立公園条例施行規則の一部を改正する規則（令和5年7月世田谷区規則第84号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定は、同年9月1日から施行する。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第1項ただし書の規定は、令和5年9月1日から適用する。

次に掲げる規則を公布する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

世田谷区規則第93号

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第94号

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則(平成3年3月世田谷区規則第7号)の一部を次のように改正する。

第24条の表居住支援課の部居住支援担当係長の項第6号を次のように改める。

(6) マンションの適正な管理に係る施策に関すること。

附則

この規則は、令和5年10月31日から施行する。

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立産後ケアセンター条例施行規則(平成30年3月世田谷区規則第63号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「電話」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、前項の申請があったときは、その利用の可否を決定し、その利用を承認するときはその旨及び利用料の額を産後ケア事業利用承認決定通知書(第7号様式)により、その利用を承認しないときはその旨を口頭その他の方法により、当該申請をした者に通知するものとする。第8条中「別表備考第1項の」を「附則第3条に規定する」に改める。

第10条第1号中「別表備考第3項」を「別表備考第2項」に改め、同条第2号中「別表備考第1項」を「附則第3条」に改め、同条第3号中「別表備考第2項」を「別表備考第1項」に改める。

第11条第1項中「第7号様式」を「第8号様式」に改め、同条第2項中「第8号様式」を「第9号様式」に、「第9号様式」を「第10号様式」に改める。

第9号様式を第10号様式とし、第8号様式を第9号様式とし、第7号様式を第8号様式とし、第6号様式の次に次の1様式を加える。

様式省略

附則

1 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第7号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

訓令甲

◎世田谷区訓令甲第38号

庁 中 一 般
総合支所
児童相談所

保 健 所
出 張 所
事 業 所

職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程(平成10年4月世田谷区訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

第2条第1項中「(以下「基本の割振り」という。)」を削り、同項ただし書中「必要がある」を「支障がない」に、「次条」を「次条」に、「午前9時30分」を「午前7時30分」に、「午後9時15分」を「午後6時15分」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職務の遂行上必要があると認めるときは、職員の正規の勤務時間の割振りを、次条に規定する休憩時間を除き、午前7時30分から午後9時15分までの間で別に定める時限とすることができる。

第3条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、職務の遂行上支障がないと認めるときは、職員の休憩時間を、午前11時から午後2時までの間で別に定める1時間の時限とすることができる。

第3条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質等によりこれによることができない職員の休憩時間は、別に定める1時間の時限とする。

第5条第1項中「第2条第1項並びに第3条第1項及び第2項」を「第2条第1項及び第2項並びに第3条第1項から第3項まで」に、「できない職員及び」を「できない職員並びに」に、「第3条第3項」を「第3条第4項」に改め、同条第2項中「第2条第1項並びに第3条第1項及び第2項」を「第2条第1項及び第2項並びに第3条第1項から第3項まで」に、「できない定年前再任用短時間勤務職員及び」を「できない定年前再任用短時間勤務職員並びに」に、「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の第2条第1項ただし書又は第2項の規定により割り振られた正規の勤務時間は、この訓令による改正後の第2条第1項ただし書又は第2項の規定により割り振られた正規の勤務時間とみなす。

◎世田谷区訓令甲第39号

庁 中 一 般
総合支所
児童相談所
保健所

出 張 所
事 業 所

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成10年4月世田谷区訓令甲第18号)の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

第4条第1項中「(以下「基本の割振り」という。)」を削り。同項ただし書中「必要がある」を「支障がない」に、「次条」を「次条」に、「午前9時30分」を「午前7時30分」に、「午後9時15分」を「午後6時15分」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、職務の遂行上必要があると認めるときは、職員の正規の勤務時間の割振りを、次条に規定する休憩時間を除き、午前7時30分から午後9時15分までの間で別に定める時限とすることができる。

第5条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、任命権者は、職務の遂行上支障がないと認めるときは、職員の休憩時間を、午前11時から午後2時までの間で別に定める1時間の時限とすることができる。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質等によりこれによることができない職員の休憩時間は、別に定める1時間の時限とする。

第7条第1項及び第2項中「第4条第1項及び第5条」を「第4条第1項及び第2項並びに第5条」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の第4条第1項ただし書又は第2項の規定により割り振られた正規の勤務時間は、この訓令による改正後の第4条第1項ただし書又は第2項の規定により割り振られた正規の勤務時間とみなす。

◎世田谷区訓令甲第40号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程(昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号)の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

別表15の部居住支援課の款4の項中「マンション管理状況届出制度」を「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例(以下この項において「条例」という。)」に、「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例(以下この項において「条例」という。)」を「条例」に改め、同款に次のように加える。

<p>5 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）に関すること。</p>			<p>1 法第5条の2第2項の規定に基づく勧告をすること。 2 法第5条の4の規定に基づきマンションの管理に関する計画（以下この項において「計画」という。）の認定をすること。 3 法第5条の6第2項の規定に基づき計画の認定の更新をすること。 4 法第5条の7第2項の規定に基づき計画の変更の認定をすること。 5 法第5条の9の規定に基づきマンションの管理状況の改善に必要な命令をすること。 6 法第5条の10第1項の規定に基づき計画の認定の取消しをすること。 7 法第5条の12第1項の規定に基づく事務の一部の委託をすること。</p>	<p>1 法第5条の2第1項の規定に基づく助言及び指導をすること。 2 法第5条の8の規定に基づく報告の徴収をすること。</p>
---	--	--	---	---

附 則

この訓令は、令和5年10月31日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第609号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
11-D001-06
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1099番13の内
- 3 変更の区域
延長 10.93メートル
幅員 0.61メートルから
0.63メートルまで
面積 6.86平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年9月1日

◎世田谷区告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区松原一丁目8番36の内
- 3 変更の区域
延長 11.76メートル
幅員 0.16メートルから
0.23メートルまで
面積 2.65平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年9月1日

◎世田谷区告示第611号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G130
- 2 変更の区間
世田谷区松原一丁目8番36の内
- 3 変更の区域
延長 6.33メートル
幅員 0.63メートル
面積 4.01平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年9月1日

◎世田谷区告示第612号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年9月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第613号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年9月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第614号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和5年9月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第615号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年9月1日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第616号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和5年9月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 放課後等デイサービスウィズ・ユー世田谷奥沢
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢四丁目4番6号ALEX奥沢1階
- 3 申請者の名称 株式会社オプティマム・キャピタル・アドバイザー
- 4 指定年月日 令和5年9月1日
- 5 障害児通所支援の種類 児童発達支援及び放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第617号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年9月1日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第618号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年9月4日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第619号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

世田谷区長 保坂展人

本籍・住所不詳、氏名不詳、年齢70歳代の男性、身長159センチメートル、中肉、白髪。

上記の者は、令和3年6月20日、東京都世田谷区等々力七丁目5番20号コーポ・アルビレオ201号室内で発見されました。同年4月上旬頃死亡したものと推定。身元不明のため、遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第620号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

世田谷区長 保坂展人

本籍・住所不詳、氏名不詳、年齢60~70歳代の男性、中肉中背。

上記の者は、令和3年5月31日、東京都世田谷区池尻三丁目30番5号ニュー池尻マンション敷地内で発見されました。同日午前1時50分頃死亡したものと推定。身元不明のため、遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第621号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年9月5日

世田谷区長 保坂展人

本籍・住所不詳、氏名不詳、年齢50歳位の男性、身長172センチメートル位、中肉、短髪。

上記の者は、令和4年7月12日、東京都世田谷区粕谷四丁目20番18号第一幸栄マンション308号室内で発見されました。同年7月9日午後0時頃死亡したものと推定。身元不明のため、遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第622号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
 - (1) 33-52
 - (2) 33-2
 - (3) 33-52
 - (4) 33-52
- 2 供用開始の区間
 - (1) 世田谷区桜丘五丁目3013番8の内から3013番6の内まで
 - (2) 世田谷区桜丘五丁目3013番8の内から3013番6の内まで

(3) 世田谷区桜丘五丁目3013番8の内から3013番5まで

(4) 世田谷区桜丘五丁目3011番37

3 供用開始の区域

(1) 延長 60.87メートル
幅員 0.62メートルから1.67メートルまで

面積 68.56平方メートル

(2) 延長 24.73メートル
幅員 1.67メートルから2.34メートルまで

面積 46.11平方メートル

(3) 延長 32.54メートル
幅員 2.07メートルから2.46メートルまで

面積 77.94平方メートル

(4) 面積 0.52平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年9月6日

◎世田谷区告示第623号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 43-D053-03
- 2 変更の区間 世田谷区祖師谷四丁目333番7の内から333番12まで
- 3 変更の区域
 - 延長 16.47メートル
 - 幅員 0.48メートルから0.51メートルまで
 - 面積 8.08平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年9月6日

◎世田谷区告示第624号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和5年9月7日

世田谷区長 保坂展人

◎世田谷区告示第625号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 13-G053
- 2 変更の区間

世田谷区公報

世田谷区下馬一丁目74番19の内
 3 変更の区域
 延長 12.12メートル
 幅員 0.58メートルから
 0.61メートルまで
 面積 7.13平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年9月8日

◎世田谷区告示第626号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年9月8日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 28-1
 2 変更の区間
 世田谷区等々力二丁目23番21
 3 変更の区域
 面積 1.00平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年9月8日

◎世田谷区告示第627号
 令和5年6月26日世田谷区告示第462号の一部を次のように訂正する。
 令和5年9月8日
 世田谷区長 保坂展人
 告示中「107.96メートル」を「107.91メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第628号
 令和5年6月26日世田谷区告示第463号の一部を次のように訂正する。
 令和5年9月8日
 世田谷区長 保坂展人
 告示中「延長 107.96メートル」を「延長 107.91メートル」に、「幅員 3.99メートルから7.26メートルまで」を「幅員 4.00メートルから6.48メートルまで」に訂正する。

◎世田谷区告示第629号
 令和5年6月26日世田谷区告示第464号の一部を次のように訂正する。
 令和5年9月8日
 世田谷区長 保坂展人
 告示中「延長 33.06メートル」を「延長 29.87メートル」に「幅員 0.05メートルから1.75メートルまで」を「幅員 0.05メートルから1.78メートルまで」に、「延長 28.33メートル」を「延長 27.41メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第630号
 令和5年6月26日世田谷区告示第466号の一部を次のように訂正する。
 令和5年9月8日
 世田谷区長 保坂展人
 告示中「678.35平方メートル」を「678.36平方メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第631号
 令和5年6月26日世田谷区告示第468号の一部を次のように訂正する。
 令和5年9月8日
 世田谷区長 保坂展人
 告示中「世田谷区大蔵五丁目5000番5から7番40まで」を「世田谷区大蔵五丁目7番31の内から7番40まで」に、「93.46メートル」を「93.41メートル」に、「3.99メートルから7.26メートルまで」を「4.00メートルから7.26メートルまで」に、「541.51平方メートル」を「535.23平方メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第632号
 令和5年第3回世田谷区議会定例会を下記により招集する。
 令和5年9月11日
 世田谷区長 保坂展人 記
 1 招集する年月日 令和5年9月20日(水)午後1時
 2 招集する場所 世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第633号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年9月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年9月12日
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 28-1
 2 変更の区間
 (1) 世田谷区赤堤四丁目900番27の内から900番13の内まで
 (2) 世田谷区赤堤四丁目900番14の内から900番53の内まで
 3 変更の区域
 (1) 延長 14.61メートル
 幅員 0.20メートルから
 0.24メートルまで
 面積 3.23平方メートル
 (2) 延長 11.72メートル
 幅員 0.27メートルから
 0.32メートルまで
 面積 3.52平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年9月12日

◎世田谷区告示第634号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年9月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年9月12日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号

28-1
 2 変更の区間
 世田谷区経堂五丁目898番1の内から897番1の内まで
 3 変更の区域
 延長 17.89メートル
 幅員 0.54メートルから
 0.84メートルまで
 面積 12.14平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年9月12日

◎世田谷区告示第635号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年9月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年9月12日
 世田谷区長 保坂展人
 1 認定番号
 (1) 28-1
 (2) 28-1
 2 変更の区間
 (1) 世田谷区代田二丁目652番183の内
 (2) 世田谷区代田二丁目652番183の内から652番182まで
 3 変更の区域
 (1) 面積 1.86平方メートル
 (2) 延長 19.44メートル
 幅員 0.63メートル
 面積 12.35平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年9月12日

◎世田谷区告示第636号
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年9月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
 令和5年9月12日
 世田谷区長 保坂展人
 1 指定番号
 13-D248-12
 2 変更の区間
 世田谷区池尻二丁目138番1の内から138番30の内まで
 3 変更の区域
 延長 11.36メートル
 幅員 0.66メートル
 面積 7.50平方メートル
 4 供用開始の期日
 令和5年9月12日

◎世田谷区告示第637号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
 この関係図面は、令和5年9月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

<p>令和5年9月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区梅丘一丁目1952番4の内</p> <p>3 変更の区域 延長 11.44メートル 幅員 0.18メートル 面積 2.09平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年9月13日</p>	<p>世田谷区代田三丁目497番17の内から497番18の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 15.63メートル 幅員 0.54メートルから0.58メートルまで 面積 8.86平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年9月13日</p>	<p>3 供用開始の区域 延長 0.12メートル 幅員 0.64メートル 面積 0.08平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年9月15日</p>
<p>◎世田谷区告示第638号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年9月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年9月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 38-6</p> <p>2 変更の区間 世田谷区太子堂一丁目389番89の内</p> <p>3 変更の区域 延長 5.30メートル 幅員 0.10メートル 面積 0.53平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年9月13日</p>	<p>◎世田谷区告示第641号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年9月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年9月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区若林三丁目175番8の内</p> <p>3 変更の区域 延長 11.66メートル 幅員 0.14メートルから0.17メートルまで 面積 1.98平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年9月13日</p>	<p>◎世田谷区告示第644号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年9月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢五丁目764番1の内から764番10の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 10.24メートル 幅員 0.63メートル 面積 6.52平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年9月15日</p>
<p>◎世田谷区告示第639号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年9月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年9月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代沢四丁目1333番2の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.62メートル 幅員 0.18メートル 面積 1.21平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年9月13日</p>	<p>◎世田谷区告示第642号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。 この関係図面は、令和5年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年9月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 12-G016</p> <p>2 変更の区間 世田谷区池尻三丁目197番22の内</p> <p>3 変更の区域 延長 5.37メートル 幅員 1.10メートル 面積 5.94平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年9月15日</p>	<p>◎世田谷区告示第645号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年9月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 60-4</p> <p>2 変更の区間 世田谷区喜多見四丁目3394番8</p> <p>3 変更の区域 延長 8.18メートル 幅員 0.50メートル 面積 4.09平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和5年9月15日</p>
<p>◎世田谷区告示第640号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年9月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年9月13日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北沢五丁目764番7の内</p>	<p>◎世田谷区告示第643号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和5年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年9月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区北沢五丁目764番7の内</p>	<p>◎世田谷区告示第646号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和5年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和5年9月15日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 5-17</p> <p>2 変更の区間 世田谷区岡本一丁目1319番1</p> <p>3 変更の区域 延長 22.23メートル 幅員 0.74メートルから0.80メートルまで 面積 17.18平方メートル</p>

4 供用開始の期日
令和5年9月15日

◎世田谷区告示第647号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年9月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年9月15日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
36-5

2 変更の区間
世田谷区弦巻二丁目106番15の内

3 変更の区域
延長 6.04メートル
幅員 0.19メートルから
0.22メートルまで
面積 1.28平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年9月15日

◎世田谷区告示第648号
介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。
令和5年9月15日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
横浜旭さくらんぼ療養通所介護

2 事業所の所在地
神奈川県横浜市旭区鶴ヶ峰本町三丁目6番30号久星鶴ヶ峰ハイツ1階

3 事業者の名称
有限会社ジャパンメディカルエントプライズ

4 廃止届受理年月日
令和5年8月28日

5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第649号
令和4年3月28日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。
なお、これに基づく次の住民票の写し及び住民票記載事項証明書は、これを無効とする。
令和5年9月15日
世田谷区長 保坂展人

住民票の写し

1 証明書番号

(1) 03世田く窓第62848号
(2) 04世田く窓第1891号
(3) 04世田く窓第1895号
(4) 04世田く窓第12518号
(5) 04世田く窓第12519号

(6) 04世田く窓第12520号
(7) 04世田く窓第38398号
(8) 04世田く窓第11854号
(9) 04世田く窓第11856号
(10) 05世田く窓第20435号

2 交付年月日
令和4年3月28日から令和5年9月4日まで
住民票記載事項証明書

1 証明書番号
04世田く窓第38401号

2 交付年月日
令和4年12月15日

◎世田谷区告示第650号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年9月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年9月19日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区北沢四丁目628番12の内

3 変更の区域
延長 10.20メートル
幅員 0.77メートルから
0.90メートルまで
面積 8.58平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年9月19日

◎世田谷区告示第651号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和5年9月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年9月19日
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号
28-1

2 変更の区間
世田谷区三宿二丁目190番3の内

3 変更の区域
延長 5.42メートル
幅員 0.16メートルから
0.17メートルまで
面積 0.92平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年9月19日

◎世田谷区告示第652号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。
この関係図面は、令和5年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年9月20日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
13-D481-04

2 変更の区間
世田谷区野沢二丁目73番3の内

3 変更の区域
延長 7.28メートル
幅員 0.23メートルから
0.29メートルまで
面積 1.81平方メートル

4 供用開始の期日
令和5年9月20日

◎世田谷区告示第653号
世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。
この関係図面は、令和5年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。
令和5年9月20日
世田谷区長 保坂展人

1 指定番号
13-D481-05

2 変更の区間
世田谷区野沢二丁目73番3の内

3 変更の区域
延長 0.06メートル
幅員 0.29メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第654号
介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項に規定する指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。
令和5年9月20日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
株式会社あかね

2 事業所の所在地
東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番20号サンタワーD棟8階

3 事業者の名称
株式会社あかね

4 廃止届受理年月日
令和5年8月29日

5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第655号
介護保険法(平成9年法律第123号)第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したため、同法第85条第1号の規定により告示する。
令和5年9月20日
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称
あかね

2 事業所の所在地
東京都世田谷区三軒茶屋二丁目11番20号サンタワーD棟8階

3 事業者の名称
株式会社AKN

4 指定年月日
令和5年10月1日

5 サービスの種類
居宅介護支援

◎世田谷区告示第656号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和5年9月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 楽天堂リハビリデイサービス香取
- 2 事業所の所在地 千葉県香取市大崎214
- 3 事業者の名称 株式会社楽天堂
- 4 指定年月日 令和5年9月10日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第657号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 35-32
- 2 変更の区間 世田谷区北沢四丁目672番35
- 3 変更の区域
延長 13.88メートル
幅員 0.31メートルから
0.33メートルまで
- 4 供用開始の期日 令和5年9月20日

◎世田谷区告示第658号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年9月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2914号
- 2 指定変更年月日 令和5年9月19日
- 3 指定変更の位置 世田谷区千歳台二丁目857番10の一部及び857番23の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 6.74メートル
- 6 申請者氏名 株式会社 飯田産業
代表取締役 築地重彦

◎世田谷区告示第659号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和5年9月21日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第660号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 21-D187-19
- 2 変更の区間 世田谷区代田四丁目748番28から748番30まで
- 3 変更の区域
延長 9.68メートル
幅員 0.63メートル
面積 6.15平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年9月22日

◎世田谷区告示第661号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和5年9月25日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 株式会社 SAKURA
- 2 事業所の所在地 世田谷区尾山台一丁目18番11号アーバンハイム尾山台1階
- 3 申請者の名称 さくら
- 4 廃止年月日 令和5年9月1日
- 5 障害児通所支援の種類 児童発達支援及び放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区松原三丁目792番3の内
- 3 変更の区域
延長 16.10メートル
幅員 0.62メートルから
0.66メートルまで

- 面積 10.27平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年9月26日

◎世田谷区告示第663号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 R4-1
- 2 変更の区間 世田谷区給田三丁目704番25
- 3 変更の区域
延長 15.24メートル
幅員 0.96メートルから
0.98メートルまで
- 面積 14.90平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年9月26日

◎世田谷区告示第664号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区桜上水五丁目497番52の内から497番54まで
- 3 変更の区域
面積 1.55平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和5年9月26日

◎世田谷区告示第665号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 22-D078-02
- 2 変更の区間 世田谷区桜上水五丁目497番52の内
- 3 変更の区域
延長 9.54メートル
幅員 0.18メートルから
0.21メートルまで
- 面積 1.90平方メートル
- 4 供用開始の期日

世田谷区公報

令和5年9月26日

◎世田谷区告示第666号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第48条の規定による特定地域型保育事業の確認の辞退について、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年9月26日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第667号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する地域型保育を行う事業者の確認をしたので、同法第53条の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年9月26日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区告示第668号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区赤堤四丁目560番6から551番6まで
- 3 変更の区域
延長 45.93メートル
幅員 1.32メートルから1.88メートルまで
面積 66.51平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年9月27日

◎世田谷区告示第669号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
21-G107
- 2 変更の区間
世田谷区代田四丁目732番4の内
- 3 変更の区域
延長 16.41メートル
幅員 0.24メートルから0.26メートルまで
面積 4.16平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年9月27日

◎世田谷区告示第670号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
43-13
- 2 変更の区間
世田谷区代田四丁目786番5の内
- 3 変更の区域
延長 15.50メートル
幅員 0.15メートルから0.16メートルまで
面積 2.46平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年9月27日

◎世田谷区告示第671号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
43-D053-07
- 2 変更の区間
世田谷区祖師谷三丁目431番8から431番30まで
- 3 変更の区域
延長 6.03メートル
幅員 0.63メートルから0.64メートルまで
面積 3.84平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和5年9月27日

◎世田谷区告示第672号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第2項の規定による建築物の用途及び規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目（平成31年4月16日世田谷区告示第386号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月28日

世田谷区長 保坂展人

本則中「別表第1の22の項」を「別表第1の23の項」に改める。
別表第1（1の部(1)の項、9の部(2)の項、10の部(2)の項及び11の部(2)の項を除く。）中「移動等円滑化経路」を「移動等円滑化経路等」に、「廊下」を「廊下等」に、「傾斜路」を「階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路」に、「エレベーターその他の昇降機及び乗降ロビー」を「エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に改める。
別表第1の1の部(1)の項を次のように改

める。

(1) 患者の収容施設を有しない診療所、助産所、施術所及び薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く。以下同じ。）の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	規則別表第4に掲げる整備項目 規則別表第2に掲げる整備項目（整備基準に適合する医療等施設に係るものに限る。）
--	---

別表第1の1の部(2)の項中「入院設備がない診療所、助産所、施術所及び薬局」を「患者の収容施設を有しない診療所」に、「便所」を「エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所」に改め、同部(3)の項中「入院設備がない」を「患者の収容施設を有しない」に、「すべての病院若しくはすべての入院設備のある診療所等」を「病院若しくは患者の収容施設を有する診療所」に改め、同項を(4)の項とし、同部(2)の項の次に次の1項を加える。

(3) 助産所、施術所及び薬局の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、公共的通路
---	---

別表第1の22の部を同表23の部とし、11の部から21の部までを1部ずつ繰り下げ、同表10の部(1)の項を次のように改める。

(1) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	規則別表第4に掲げる整備項目 規則別表第2に掲げる整備項目（整備基準に適合するサービス業を営む店舗等に係るものに限る。）
------------------------------------	---

別表第1の10の部中(2)の項を削り、同部(3)の項中「もの」の次に「(次項に該当するものを除く。）」を加え、同項を(2)の項とし、同項の次に次の1項を加え、同部を同表11の部とする。

(3) 中規模建築物であって、用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル未満のもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、標識、案内設備、案内設備までの経路、
--	---

	浴室及びシャワー室、公共的通路
--	-----------------

別表第1の9の部(1)の項を次のように改める。

(1) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	規則別表第4に掲げる整備項目 規則別表第2に掲げる整備項目(整備基準に適合する飲食店に係るものに限る。)
------------------------------------	---

別表第1の9の部中(2)の項を削り、(3)の項中「、便所」を「、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所」に改め、同項を同部(2)の項とし、同部中(4)の項を(3)の項とし、(5)の項を(4)の項とし、(6)の項を(5)の項とし、同部を同表10の部とする。
別表第1の8の部(1)の項を次のように改める。

(1) 用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	規則別表第4に掲げる整備項目 規則別表第2に掲げる整備項目(整備基準に適合する物品販売業を営む店舗等に係るものに限る。)
------------------------------------	---

別表第1の8の部中(2)の項を削り、(3)の項中「、便所」を「、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所」に改め、同項を同部(2)の項とし、同部中(4)の項を(3)の項とし、(5)の項を(4)の項とし、(6)の項を(5)の項とし、同部を同表9の部とし、同表中7の部を8の部とし、6の部を7の部とし、同表5の部中(4)の項を次のように改め、同部を同表6の部とする。

(4) 給油取扱所の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	規則別表第4に掲げる整備項目 規則別表第2に掲げる整備項目(整備基準に適合する自動車関連施設に係るものに限る。)
--	---

別表第1中4の部の次に次の1部を加える。

5 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	すべてのもの	移動等円滑化経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、浴室及びシャワー室、洗面所等、
---	--------	--

	更衣室及び脱衣所、公共的通路
--	----------------

附則
この告示は、令和5年10月1日から施行する。

◎世田谷区告示第673号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目(平成25年11月1日世田谷区告示第643号)の全部を次のように改正する。
令和5年9月28日

世田谷区長 保坂展人
世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成19年4月世田谷区規則第55号)第11条第5項の規定による集合住宅の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目は、別紙のとおりとする。

集合住宅の規模	届出の対象となる計画に係る整備項目
1 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満かつ住戸の数が20以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、敷地内の通路
2 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの(次項に該当するものを除く。)	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備
3 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものであって、階数が3でかつ住戸の数が30以上のもの、階数が4でかつ住戸の数が20以上のもの又は階数が5以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備
4 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊

	な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、浴室及びシャワー室、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、公共的通路
--	---

附則
この告示は、令和5年10月1日から施行する。

◎世田谷区告示第674号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第9項の規定による集合住宅の用に供する部分の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目(平成25年11月1日世田谷区告示第644号)の全部を次のように改正する。
令和5年9月28日

世田谷区長 保坂展人
世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則第11条第11項の規定による集合住宅の用に供する部分の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則(平成19年4月世田谷区規則第55号)第11条第11項の規定による集合住宅の用に供する部分の規模に応じ届出の対象となる計画に係る整備項目は、別紙のとおりとする。

規模	整備項目
1 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のものでかつ住戸の数が20未満のものであって、当該集合住宅の用に供する部分とそれ以外の用途に供する部分との床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、敷地内の通路
2 集合住宅の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満かつ住戸、住室の数が20以上のものであって、当該集合住宅の用に供する部分とそれ以外の用途に供する部分との床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、敷地内の通路

世田谷区公報

3 集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの(次項に該当するものを除く。)	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備
4 集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のものであって、階数が3でかつ住戸の数が30以上のもの、階数が4でかつ住戸の数が20以上のもの又は階数が5以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備
5 集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル未満のものであって、当該集合住宅の用に供する部分とそれ以外の用途に供する部分との床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの又は集合住宅の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの	特定経路等、出入口、廊下等、階段、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路、エレベーター及びその乗降ロビー、特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機、便所、浴室及びシャワー室、敷地内の通路、駐車場、標識、案内設備、案内設備までの経路、公共的通路

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

◎世田谷区告示第675号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和5年9月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 第2920号
- 2 指定年月日 令和5年9月27日
- 3 指定の位置 世田谷区宇奈根三丁目4番4
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 22.69メートル
- 6 申請者氏名 株式会社ホーク・ワン
代表取締役 菊池健太

◎世田谷区告示第676号

世田谷区立区民会館条例(昭和56年12月世田谷区条例第48号)第12条に規定する使用料の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第

1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 株式会社共立
- (2) 所在地 東京都渋谷区代々木五丁目40番13号

2 委託対象の施設及び委託期間

- (1) 施設名 世田谷区立玉川区民会館別館
- (2) 委託期間 令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

◎世田谷区告示第677号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

40-1

2 変更の区間

世田谷区大蔵五丁目11番18の内から8番26の内まで

3 変更の区域

延長 6.66メートル
幅員 0.00メートルから8.11メートルまで

面積 26.43平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年9月29日

◎世田谷区告示第678号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

(1) 40-1

(2) 40-1

2 供用開始の区間

(1) 世田谷区大蔵五丁目11番10から11番15まで

(2) 世田谷区大蔵五丁目5000番27から12番49まで

3 供用開始の区域

(1) 延長 50.89メートル
幅員 0.00メートルから8.11メートルまで

面積 146.54平方メートル

(2) 延長 8.63メートル
幅員 0.00メートルから2.31メートルまで

面積 27.22平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年9月29日

◎世田谷区告示第679号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和5年9月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

38-12

2 変更の区間

世田谷区駒沢二丁目1034番103

3 変更の区域

延長 20.48メートル
幅員 0.00メートルから3.20メートルまで

面積 52.95平方メートル

4 供用開始の期日

令和5年9月29日

◎世田谷区告示第680号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第681号

令和5年9月29日世田谷区議会において議決を得た次の予算について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 令和5年度世田谷区一般会計補正予算(第3次)
- 2 令和5年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算(第1次)
- 3 令和5年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算(第1次)
- 4 令和5年度世田谷区介護保険事業会計補正予算(第1次)
- 5 令和5年度世田谷区学校給食費会計補正予算(第1次)

別添省略

公 告

◎世田谷区公告第73号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和5年9月1日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見一丁目30番5 30番23	東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社

30番24	社 代表取締役 小寺 一裕
30番25	
30番26	
30番27	
30番28	

◎世田谷区公告第74号
 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。
 令和5年9月4日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区公告第75号
 開発行為に関する工事の完了公告
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。
 令和5年9月8日
 世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区上祖師谷六丁目768番1 768番2 768番3 768番4 768番5 768番6 768番7 768番8 768番9	東京都立川市高松町三丁目29番17号 三絆地所株式会社 代表取締役 関谷博之

◎世田谷区公告第76号
 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。
 令和5年9月14日
 世田谷区長 保坂展人
 別紙省略

◎世田谷区公告第77号
 国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。
 令和5年9月15日
 世田谷区長 保坂展人

- 事業計画が定められた年月日
令和5年4月1日
- 調査を実施する者の名称
世田谷区
- 調査地域
世田谷区喜多見五丁目の一部
世田谷区若林一丁目の一部
世田谷区赤堤二丁目の一部
- 調査面積
0.13平方キロメートル
- 調査内容

地籍調査
 6 調査期間
 令和5年9月15日から令和6年3月8日まで

◎世田谷区公告第78号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。
 令和5年9月20日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画事業の種類及び名称
東京都都市計画公園事業第30号羽根木公園
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第79号
 世田谷区街づくり条例（平成7年3月世田谷区条例第17号）第14条第1項の規定により、地区街づくり計画の案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。
 なお、その案に係る区域内の地区住民等は、縦覧期間満了の日までに、本地区街づくり計画の案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。
 令和5年9月20日
 世田谷区長 保坂展人

- 地区街づくり計画の名称
補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区街づくり計画
- 地区街づくり計画を策定する土地の位置及び区域
世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各各地内
- 地区街づくり計画の案の縦覧場所
世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所各街づくり課並びに世田谷区都市整備政策部都市計画課
- 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和5年9月20日から同年10月4日まで
- 意見書の提出先
世田谷区北沢総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第80号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
 令和5年9月20日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都都市計画地区計画補助26号線沿道代沢一丁目・北沢一丁目地区地区計画

- 都市計画を定める土地の区域
世田谷区代沢一丁目、北沢一丁目各各地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間
令和5年9月20日から同年10月4日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第81号
 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。
 令和5年9月20日
 世田谷区長 保坂展人

- 都市計画の種類
東京都都市計画高度地区
- 都市計画を定める土地の区域
削除する部分
第1種高度地区
世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各各地内
16m第1種高度地区
世田谷区代沢一丁目地内
19m第2種高度地区
世田谷区北沢一丁目地内
追加する部分
19m第2種高度地区
世田谷区北沢一丁目地内
25m第2種高度地区
世田谷区代沢一丁目及び北沢一丁目各各地内
- 縦覧場所
世田谷区都市整備政策部都市計画課並びに世田谷区世田谷総合支所、世田谷区北沢総合支所、世田谷区玉川総合支所、世田谷区砧総合支所及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 縦覧期間
令和5年9月20日から同年10月4日まで
- 意見書の提出先
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第82号
 予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定に基づき実施する新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、次のとおり変更したので公告する。
 令和5年9月22日
 世田谷区長 保坂展人

世田谷区公報

- 1 予防接種の種類
新型コロナウイルス感染症に係る予防接種
- 2 予防接種の対象者
世田谷区内に居住する生後6月以上の者
- 3 予防接種を行う期間
令和5年9月22日から令和6年3月31日まで
- 4 予防接種を行う場所
世田谷区内の指定施設及び指定医療機関
- 5 予防接種を行う医師の氏名
前項に規定する指定医療機関において掲示するもの
- 6 使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者
別紙のとおり
- 7 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- 8 接種の判断を行うに際して注意を要する者
 - (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
 - (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 過去にけいれんの既往のある者
 - (4) 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
 - (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
 - (6) バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム(ラテックス)が含まれている製剤を使用する場合におけるラテックス過敏症のある者

別紙

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種において使用するワクチン及び当該ワクチンの接種を受けることができる者は、次のとおりとする。

- 1 初回接種(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)(令和3年2月16日付厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知。以下「大臣指示」という。))3(1)に規定する初回接種をいう。

次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者(世田谷区内に居住する生後6月以上の者をいう。以下同じ。)のうち同表の右欄に掲げる者(既に令和五年秋開始接種(大臣指示3(2)に規定する令和五年秋開始接種をいう。以下同じ。))を受けたものを除く。)とする。

<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。))第14条の承認を受けたものうち、最初に当該承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(5歳~11歳用)」という。</p>	<p>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</p>
<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたもの(最初に当該承認を受けたものを除く。))であって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(12歳以上用)」という。</p>	<p>12歳以上の者</p>
<p>新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和4年10月5日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものであって、ラクストジナメランを含むものに限る。以下「ファイザー(生後6か月~4歳用)」という。</p>	<p>1回目の接種時において生後6月以上5歳未満の者</p>

2 令和五年秋開始接種

次の表の左欄に掲げるワクチンを使用し、各ワクチンの接種を受けることができる者は、それぞれ対象者のうち同表の右欄に掲げる者とする。

ファイザー(5歳~11歳用)	5歳以上12歳未満の者
ファイザー(12歳以上用)	12歳以上の者
ファイザー(生後6か月~4歳用)	生後6月以上5歳未満の者

◎世田谷区公告第83号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。
令和5年9月25日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

◎世田谷区公告第84号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条第1項に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を同条第5項の規定により、東京都知事の同意を得て変更したので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人
基本構想の名称
世田谷区農業振興計画

◎世田谷区公告第85号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定に基づき、インフルエンザ予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 予防接種の種類
インフルエンザ予防接種
- 2 予防接種の対象者
別紙のとおり
- 3 予防接種を行う期間
別紙のとおり
- 4 予防接種を行う場所
別紙のとおり
- 5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
別紙のとおり

別紙省略

◎世田谷区公告第86号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を別紙のとおり保管しているのを公告する。

令和5年9月29日

世田谷区長 保坂展人
別紙省略

規則(教)

次に掲げる規則を公布する。

令和5年9月29日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第17号

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第18号

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則(令和5年7月世田谷区教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定は、令和5年9月

1日から施行する。
 附 則
 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第1項ただし書の規定は、令和5年9月1日から適用する。

世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則の一部を改正する規則
 世田谷区立認定こども園保育料条例施行規則(平成28年2月世田谷区教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。
 第4条第2項後段を次のように改める。
 この場合において、同条中「条例第5条の3」とあるのは、「世田谷区立認定こども園保育料条例第6条」と読み替えるものとする。

附 則
 この規則は、令和5年10月1日から施行する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。
 令和5年9月1日
 世田谷区選挙管理委員会
 別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定における令和5年9月1日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の1の数、6分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。
 令和5年9月1日
 世田谷区選挙管理委員会

50分の1の数	15,459
6分の1の数	128,820
40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	195,487

◎世田谷区選挙管理委員会告示第31号

選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。
 令和5年9月1日
 世田谷区選挙管理委員会
 別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第

17条第2項の規定に基づき設置した投票区域の一部を変更したので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。
 令和5年9月12日
 世田谷区選挙管理委員会

投票区名	投票区の区域
第8投票区	若林1丁目、若林2丁目
第9投票区	若林3丁目、若林4丁目(1~20番)、若林5丁目(1~19番・27~41番)
第10投票区	代田3丁目(1~35番)、梅丘3丁目
第11投票区	若林4丁目(21~41番)、若林5丁目(20~26番)、世田谷3丁目(1~2番・14~26番)、世田谷4丁目
第16投票区	世田谷1丁目(16~48番)、世田谷2丁目、世田谷3丁目(3~13番)、桜3丁目(18~33番)
第17投票区	桜1丁目、桜2丁目
第18投票区	梅丘2丁目(1~12番)、豪徳寺2丁目
第19投票区	代田1丁目、代田2丁目(1~17番)
第21投票区	宮坂1丁目、宮坂2丁目、経堂1丁目(1~19番)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第33号

平成12年5月世田谷区選挙管理委員会告示第11号の一部を次のように改正する。
 令和5年9月12日
 世田谷区選挙管理委員会

1 世田谷区第5区開票区の「(1)指定投票区 第106投票区」を「(1)指定投票区 第11投票区」に、「(2)指定関係投票区 第1投票区から第6投票区、第27投票区から第29投票区、第80投票区から第105投票区及び第107投票区から第114投票区」を「(2)指定関係投票区 第1投票区から第9投票区、第12投票区から第17投票区、第27投票区から第29投票区及び第80投票区から第114投票区」に、2 世田谷区第6区開票区の「(1)指定投票区 第11投票区」を「(1)指定投票区 第18投票区」に、「(2)指定関係投票区 第7投票区から第10投票区、第12投票区から第26投票区及び第30投票区から第79投票区」を「(2)指定関係投票区 第10投票区、第19投票区から第26投票区及び第30投票区から第79投票区」に改める。

◎世田谷区選挙管理委員会告示第34号

平成11年5月世田谷区選挙管理委員会告示第44号の一部を次のように改正する。
 令和5年9月12日
 世田谷区選挙管理委員会

「衆議院小選挙区選出議員選挙東京都第5区の区域 第106投票区」を「衆議院小選挙区選出議員選挙東京都第5区の区域 第11投票区」に、「衆議院小選挙区選出議員選挙東京都第6区の区域 第11投

票区」を「衆議院小選挙区選出議員選挙東京都第6区の区域 第18投票区」に改める。

◎世田谷区選挙管理委員会告示第35号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第189条の規定による公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。
 令和5年9月26日
 世田谷区選挙管理委員会

- 選挙の種類
 令和5年4月23日執行世田谷区長選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
 18,600,000円
- 報告書の要旨
 別添のとおり

別添省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第2回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。
 令和5年9月22日
 世田谷区農業委員会会長
 穴戸幸男

- 開催日時 令和5年9月28日(木)
 午後4時00分
- 開催場所 三軒茶屋分庁舎5階オリオン
- 審議事項
 (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
 (3) 第3号議案 その他の事項について